

介護職員等処遇改善加算について

令和 6(2024)年 6 月の介護報酬改定において今までの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。

職場環境等改善に係る取組について、「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき職場環境等改善に係る当法人の取り組みについて下記の通り公表いたします。

1. 介護職員等処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、平成 23 年度まで実施した介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続させるため、平成 24 年度の介護報酬改定において介護職員処遇改善加算を創設し、その後も累次の改定により加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年 10 月には、介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和 4 年 10 月には介護職員等ベースアップ等支援加算を創設されてきました。

さらに、令和 6 年度介護報酬改定においては、これらの加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととなりました。

2. 介護職員等処遇改善加算の算定要件

【介護職員等処遇改善加算の算定要件】

①キャリアパス要件

- キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）
- キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）
- キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）
- キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）
- キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

②月額賃金改善要件

- 月額賃金改善要件Ⅰ
- 月額賃金改善要件Ⅱ

③職場環境等要件

- 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する

3. キャリアパス要件

① キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

② キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

③ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。

- a 経験に応じて昇給する仕組み
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

④ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額 440 万円以上であること。

⑤ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

4. 月額賃金改善要件

● 賃金改善要件Ⅰ

新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。

5. 職場環境等要件

6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

※R6 年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

	内容	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	介護サービス情報公表制度、法人ホームページの活用により、法人理念等を掲載している。 職員に対し、業務に関連した個人の知識の向上や技術・技能の向上などに資する研修会（入職者研修・中堅研修・管理者研修等階層別研修）の「制度化をしています。また、学会・講習会等の自主的な出席を奨励し、費用の一部を援助する制度を規定化しています。
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用を行っています。無資格の方を採用し、働きながら資格取得ができる制度があります。
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	社会福祉協議会からの職業体験の受入や地域行事への参加を行っています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	働きながら介護の資格（初任者研修・実務者研修等）を取得できるよう、介護職員修学援助貸与金制度を規定化しています。 また、資格取得の為の費用について一部助成をする規定の整備もしています。 生涯研修体制の制度化 キャリアラダーに基づいた研修体系の制度化
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	年3回の面談（年度初め、中間、振り返り）を制度化しています。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	ライフステージに対応できる雇用制度、限定正職員制度を導入しています。また、職員から希望があった場合は、臨時職員から正職員への転換も行っています。
	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている	有給休暇取得を積極的に行っています。年間有休予定表の作成や、役職者から職員に有給取得を促すなど行っています。
	有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	介護記録の導入により、情報の共有化を行っている。

	内容	当法人としての取組
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	外部相談窓口の設置を行っています。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断の制度があります。ストレスチェックについても、50人以下の事業所でも実施しています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成を行っています。
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている	各事業所にて生産性向上委員会を立ち上げ、業務改善に努めています。
	現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している	各事業所で、課題の見える化を行い、職場会議で共有をしています。
	5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている	各拠点で5S 活動を行っています。また、衛生管理委員会にて定期的な巡回を行っています。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	各事業所にて、業務手順書の作成、また随時改定を行っています。
	介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	一部の介護事業所にて記録システムを導入しています。
	業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	間接業務については、介護職員ではなく介護アシスタントを雇用し、介護職員は直接介護に要する時間を多く取るようにしています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎月職場会議を実施し、課題の共有と改善についてコミュニケーションを図っています。
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	キャリアラダーに基づいた研修のなかで、法人の7つの基本ケアについて学習を行っています。
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	理事会や運営推進会議にて特徴的な事例の共有を行っています。

6. 介護職員等処遇改善加算の取得状況

介護職員等処遇改善加算の取得状況は次の通りです。

事業所名	サービス名	算定する介護職員等処遇改善加算の区分
デイサービスセンターたから	通所介護 通所型サービス(独自)	処遇改善加算(Ⅰ)
ショートステイたから	(介護予防)短期入所生活介護	処遇改善加算(Ⅰ)
デイサービスももその	通所介護 通所型サービス(独自)	処遇改善加算(Ⅰ)
ショートステイももその	(介護予防)短期入所生活介護	処遇改善加算(Ⅰ)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護ももその	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	処遇改善加算(Ⅰ)
ヘルパーステーションももその	訪問介護 訪問型サービス(独自)	処遇改善加算(Ⅰ)
まいほーむももその	看護小規模多機能型居宅介護	処遇改善加算(Ⅰ) 令和7年5月から算定予定
グループホームわがや	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	処遇改善加算(Ⅰ)
小規模多機能ホームわかまつ	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	処遇改善加算(Ⅰ)
まいほーむいけだ	看護小規模多機能型居宅介護	処遇改善加算(Ⅰ)
ヘルパーステーションいけだ	訪問介護、訪問型サービス(独自)	処遇改善加算(Ⅰ)
ヘルパーステーションいけだ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	処遇改善加算(Ⅰ)
特別養護老人ホームいけだの里	(介護予防)短期入所生活介護	処遇改善加算(Ⅰ)
ショートステイいけだの里	(介護予防)短期入所生活介護	処遇改善加算(Ⅰ)
まいほーむいさわ	看護小規模多機能型居宅介護	処遇改善加算(Ⅰ)
ヘルパーステーションほほえみ	訪問介護、訪問型サービス(独自)	処遇改善加算(Ⅰ)

2020年4月1日掲載
2020年7月31日改定
2024年6月1日改定
2025年4月1日改定